

栃木県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事及び栃木県教育委員会から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年 7 月 1 日

栃木県監査委員	五十嵐	清
同	山形	修治
同	金井	弘行
同	石崎	均

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
鹿沼土木事務所	平成28年 2 月 1 日	委託事務のうち、快適で安全な道づくり事業費（補助）に係る起業地管理業務委託の設計積算において、当該委託は未供用の道路草刈り工であり、諸経費の積算に当たり、土木工事標準積算基準における「河川維持工事」の工種区分を適用すべきところ、「道路維持工事」を適用したため、設計額が過大となっているものが1件1,058千円あった。	設計積算に当たっては、現場条件に合致した積算条件を適用すべく、適用条件の明確化、チェック体制の改善・強化を図るなど再発防止に努めます。
日光土木事務所	平成28年 2 月 1 日	工事事務のうち、安全な道づくり事業費（補助）に係る道路改良工事の設計積算において、構造物とりこわし工について、低騒音・低振動対策の適用を誤ったため、設計額が過大となっているものが1件334千円あった。	設計積算に当たっては、工事箇所を十分に確認し適用条件の適正化等を図るとともに、検算業務においてもチェックを強化するものとし、所内の技術調整会議で周知徹底を図り適正な事務執行に努めます。
河内教育事務所	平成28年 2 月 2 日	給与事務のうち、通勤手当において、育児休業から復帰した職員の支給停止解除の登録がされていなかったことから、支給漏れとなっているものが1件195,240円あった。	支給漏れ分については、速やかに追給処理を行いました。今後は、再発防止のため、研修会を通じて小中学校の事務指導を徹底するとともに、教育事務所において複数の職員による相互チェックをなお一層徹底するなど、適正な事務執行に努めます。
		給与事務のうち、勤勉手当において、除算すべき傷病休暇の日数を誤ったため、過支給となっているものが1件59,663円あった。	過支給分については、速やかに返納処理を行いました。今後は、再発防止のため、研修会を通じて小中学校の事務指導を徹底するとともに、教育事務所において複数の職員による相

			互チェックをなお一層徹底するなど、適正な執行に努めます。
		給与事務のうち、通勤手当において、長期研修が終了した職員の支給停止解除の登録がされていなかったことから、支給漏れとなっているものが1件62,730円あった。	支給漏れ分については、速やかに追給処理を行いました。今後は、再発防止のため、研修会を通じて小中学校の事務指導を徹底するとともに、教育事務所において複数の職員による相互チェックをなお一層徹底するなど、適正な執行に努めます。
宇都宮工業高等学校	平成28年2月18日	給与事務のうち、扶養手当において、認定後の所得要件の確認時に、通勤手当の非課税分を所得に含めていなかったため、扶養手当等が過支給となっているものが1件403,071円あった。	過支給分については、速やかに返納処理を行いました。今後、扶養手当の認定後の事後確認に当たっては、通勤手当の非課税分について、源泉徴収票だけではなく、給与明細や賃金台帳で確認するとともに、複数の職員によるチェックを徹底します。
鹿沼南高等学校	平成28年2月18日	財産・物品管理等事務のうち、高等学校授業料に係る債権の管理において、消滅時効が完成しているにもかかわらず、不納欠損の整理を行わずに納入通知を行っているものがあつた。また、その一部を受領しているものがあつた。	消滅時効が完成しているものについては、受領分について速やかに返還し、不納欠損処理を行いました。今後は、個々の債権について、消滅時効の完成を再度整理し、適正な事務執行に努めます。
栃木特別支援学校	平成28年1月19日	収入・支出事務のうち、県有財産の使用許可に伴う家屋貸付料において、調定期が遅延しているものが1件64,483円、調定漏れとなっているものが1件81,161円あつた。	未調定分については、速やかに調定を行いました。今後、このようなことが起きないように、内部でのチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。